

建設工事登録業者 各位

大村市長 園田 裕史

( 公 印 省 略 )

## 建設工事下請負人における社会保険等未加入対策について

大村市では、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を図るため、工事請負契約書を改正し建設工事下請負人の社会保険等未加入対策に取り組みます。

### 1 取組内容

大村市が発注する建設工事においては、社会保険等未加入業者（届出の義務がない者を除く。）との一次下請契約を原則、認めないこととします。ただし、特別な事情（注記）があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入業者であっても下請負人とすることが認められます。

その場合においても、発注者の指定する期間内に社会保険等に参加することが求められます。

注記 特別な事情とは、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することが困難となることが明らかな場合等です。

発注者と内容等を十分に確認し個別に判断するものとします。

「加入すべき社会保険等」「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の詳細は、国土交通省ホームページ【建設業における社会保険加入対策について】において確認できます。ご参照ください。

### 2 実施時期

令和5年4月1日以降に工事請負契約を締結するすべての建設工事から実施

### 3 大村市工事請負契約書の改正

契約約款を以下のとおり改正します。（工事請負契約書約款第7条の2を新たに追記）

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。